

広東省でのビジネス活動に関する質問集

【法務・労務】

(1) 社用車レンタルの留意事項

Q:会社で使用する社用車について、現在リース会社から車両とドライバーをセットで派遣してもらっている。運転手のみを派遣してもらおうことを考えているが、法令に抵触する懸念があるか。

A:中国の全国共通法令を調査した限り、法的根拠となる法令を確認することができないが、広州では、「広州市客車レンタル管理弁法」(中国語:《广州市客汽车租赁管理办法》)第3条によれば、通常でいう「車両レンタル」とは、車両レンタル会社が車両を他人にレンタルし、そのレンタル料金をもらう行為を指す。

同弁法は車両の手配のみに限られており、運転手を手配することはできない。運転手も派遣する場合、「道路運輸条例」(中国語:《道路运输条例》)及び「広東省道路運輸条例」(中国語:《广东省道路运输条例》)の規定によれば、当該サービスが「道路旅客運輸経営」に該当する可能性があるため、車両レンタル会社側が交通運輸を主管する役所が発行する「道路運輸経営許可証」を取得してから、当該サービスを行うことになる。

また、広州市の交通運輸主管部門に確認をしたところ、一般的な車両レンタル会社は、「道路運輸経営許可証」を取得することができないため、通常は車両のレンタルのみができ、運転手を派遣することができないという回答があった。

車両レンタル会社から車両のレンタルだけではなく、運転手派遣のサービスも受けたい場合、まず、当該車両レンタル会社に「道路運輸経営許可証」の有無を確認する必要がある。もし当該車両レンタル会社が「道路運輸経営許可証」がない場合、当該車両レンタル会社のサービスが違法な営業となる恐れがある。

罰則について「道路運輸条例」第63条によれば、道路運輸主管部門が当該車両レンタル会社に営業停止を命じることができる。また、違法所得がある場合、その違法所得を没収し、並びに、違法所得の2倍~10倍以内の罰金を課することができる。違法所得がなく、または、違法所得が2万人民元以下の場合、3万人民元~10万人民元以下の罰金を課することができる。刑事犯罪を構成する場合、法によりその刑事責任を追及することができる。

車両レンタル会社が車両をレンタルせず運転手のみを派遣する場合、当該車両レンタル会社の経営範囲の中に「運転代行」(中国語:“代驾服务”)のような経営範囲がないので、その内容の経営範囲を増加する必要がある。さもないければ、工商局から経営範囲の逸脱と指摘されるリスクがある。

「道路運輸経営許可証」は滴滴などアプリにより配車サービスを提供する業者に取得が義

務付けられるものである。長期間にわたり車と運転手を派遣する業者は取得の対象外か否かにつき、広州市交通委員会総合行政執法局に確認したところ、次の通り回答があった。

「広東省道路運輸条例」第40条によると、自動車リース経営者は道路運輸経営活動に従事したり、形を変えて実質的に従事してはならないことになっている。さらに実務上、広州市において、車両レンタルリース会社が「道路運輸経営許可証」を取得することは客観的に不可能である。それゆえ、広州市において、車両レンタルリース会社が車両リースサービスを提供すると共に、運転手を手配した場合、取り締まりによって事実が判明したとき、車両レンタルリース会社の行為は交通法執行部門に「広東省道路運輸条例」第40条に定める

「道路運輸経営活動に形を変えて従事する」という事由を構成している、と認められる恐れがある。このとき、交通法執行部門は車両レンタルリース会社に対する行政処分（例えば、車両差押、罰金など）を決定する恐れがありある。

「滴滴」などアプリによる配車サービスを提供する会社の事業経営については、法律上、車両レンタル会社事業者ではなく、道路運輸事業者とみなされており、交通部門の発給する「オンライン配車サービス経営許可証（中国語：《網絡預約出租汽車經營許可証》）」を取得する必要がある。

社用車管理に関しては、会社や地域により規定が異なるため、さらに疑問点があれば、現地の交通法執行部門に直接確認するのが最善であると思われる。

(2) 出資者変更について

Q: 中国現地法人の出資者を、香港法人から日本法人に変更する場合の手続き及び関連費用が知りたい。

A: 中国現地法人の出資者を香港法人から日本法人に変更する場合、中国での現地法人の持分譲渡手続きを行う必要がある。例えば、広州現地法人の持分譲渡の流れは、以下の通り。

- ① 所轄税務局に譲渡者（香港法人）の持分譲渡所得の納税申告に関する資産鑑定評価報告書の提出要否を確認（※譲渡価額が資産総額より低い場合、または土地・不動産・設備等の固定資産がある場合、税務局は資産鑑定評価報告書の提出を要求される。）
- ② 持分譲渡契約書及び出資者変更の必要書類の作成
- ③ 市場監督管理局にて営業許可証の変更
- ④ 出資者変更に関する登記情報報告（商務局のシステムにて）
- ⑤ 税務局にて出資者変更登記
- ⑥ 税務局にて譲渡者（香港会社）の持分譲渡所得の納税申告（※譲渡所得が無い場合、税金の納付は不要）
- ⑦ 各銀行口座の登録変更、銀行経由で外貨管理局の登録変更
- ⑧ その他の登録変更（環境生態局での登記変更、税関登録変更、電子システム登録変更）

等)

上記の手続き①と⑥は、以下費用が発生する。

- ① 資産鑑定会社に依頼する鑑定評価報告書の作成費用（譲渡者または現地法人が負担）
- ② 投資売却損益に対する企業所得税：譲渡価額と投資額の差額の10%が源泉徴収される（譲渡者が負担）

上記費用①について、譲渡価額が貸借対照表の資産総額より低い場合、または、土地・不動産・設備などの固定資産を持っている場合、税務局が②の課税価格を確認するため、通常、資産鑑定評価報告書の提出を要求される（広州では提出が必須）。

土地・不動産・設備などの固定資産を持たない会社は、譲渡価額を貸借対照表の資産総額で設定した場合、資産鑑定評価報告書が不要で、貸借対照表で認められたケースがある。譲渡価額を設定される前に、資産鑑定評価報告書の要否について、現地法人の税務局担当官にご確認いただくことをお勧めする。

上記②の税金について、投資売却利益がある場合は課税されるが、譲渡価額と投資額の差額がマイナスで、利益がない場合は、税金が発生しない。

(3) 在宅勤務者に対する通勤手当の支払いについて

Q: 一部のスタッフが在宅勤務をしている。基本給以外で支払われている手当のうち、通勤手当など在宅勤務では実際に発生しないものについて払う義務があるのか。法的な支払義務の有無を知りたい。

A: もし会社と従業員が在宅勤務する期間の通勤手当の支払いにつき協議のうえ合意した場合、会社は約定にしたがい取り扱う必要がある。つまり、もし通勤手当を支払わなければならないと約定したのであれば、会社は約定した基準により支払義務が生じる。逆に、もし通勤手当を支払う必要がないと約定したのであれば、会社に支払義務はない。

会社が従業員と在宅勤務の期間における通勤手当の支払いにつき協議をしていないか、または双方が協議をしたものの合意に達しなかった場合、従業員の在宅勤務を通常の役務を提供する一つの勤務形態とみなさなければならず、このとき、会社は「通常の労働時間の賃金」基準により従業員に賃金を支払う必要がある。

なお、通勤手当は「通常の労働時間の賃金」の一部に該当するか否かについて、下記のケースに分けて対応する必要がある。

- ① 通常のケースにおいて、「広東省賃金支払条例」第62条（注）の規定によると、通勤手当は「通常の労働時間の賃金」に該当しないので、このとき、従業員が在宅勤務する期間中、会社は従業員に通勤手当を支給しないことが可能である。
- ② 例外的なケースとして、上記の法律規定があるものの、多くの会社は規則・制度または従業員との労働契約において「通常の労働時間の賃金」に含まれる具体的な項目を約定

している。もし会社の規則・制度または従業員との労働契約が「通勤手当は『通常の労働時間の賃金』の一部に該当する」と約定していた場合、このとき、従業員が在宅勤務する期間中、会社は規則・制度または労働契約の約定により、従業員に通勤手当を支給しなければならない。

(注)

「広東省賃金支払条例」

(広東省人民代表大会常務委員会公布、2005年5月1日施行、2016年改正。)

第62条 本条例中の下記の用語の意味は、以下の通りである。

(1) 賃金とは、雇用単位が労働関係に基づき、労働者の提供した労働の数量及び質に従い、貨幣の形式で労働者本人に支払われる全ての労働報酬を指す。一般には、各種形式の賃金(時間給、出来高給、部署給、職務給、技能給等)、奨励金、手当、補助金、労働時間の延長及び特殊な状況下で支払われる労働報酬の性質を持つ賃金収入等を含む。ただし、雇用単位が規定に基づき負担する各種の社会保険料、住宅積立金、労働保障及び安全生産監察行政部門が規定する労働保護費用、規定された基準に従い支払われる一人っ子補助金、計画出産奨励金、葬儀費、補償金等国家が規定する福利費用及び労働報酬に属しない収入を含まない。

(2) 通常の労働時間の賃金とは、労働者が法定の労働時間内に通常の労働を提供した場合に、雇用単位が法に基づき支払うべき労働報酬を指す。通常の労働時間の賃金は、以下の各項を含まない。1. 労働時間延長の賃金、2. 準夜勤、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害等の特殊な業務環境、条件下における手当、3. 法令及び国家の規定する労働者の福利待遇等。

(4) 深セン市での非経営性分公司の就労ビザ取得

Q: 深セン市の非経営性分公司に就職している外国人の就労ビザ取得の手続き及び注意事項について。

A: 非経営性分公司と経営性分公司は、登記上の区別が存在せず、すべて「分公司」として登録されている。あくまでも詳細な経営範囲が異なり、そして財務処理、納税方法が異なるだけである。

深セン市では、非経営性分公司について外国人の個人所得税の支払いはできないとの見方もあるが、「中華人民共和国個人所得税法」の規定によると、個人所得税の納税者は個人であり、その所得を支給した企業または個人は源泉徴収者である。したがって、非経営性か経営性かに関係なく、分公司より給与を支給する場合、分公司として個人所得税を源泉徴収する義務を負う。非経営性分公司として従業員を雇用し、給与を支給しているのであれば、深

セン税務局にとっては個人所得税の税収増になるため、通常は納税が可能なはずである。

ちなみに、企業所得税については、「地区を跨って経営する総合納税企業の所得税徴収管理弁法」の関連規定によると、居民企業は中国国内において、地区（省、自治区、直轄市など）を跨いで法人資格を有していない分公司を設立する場合、総会社とその経営性分公司は、企業所得税を分担してそれぞれ現地納付することになっている。もし非経営性分公司である場合、税務局の判定を経て、深セン当地で税金納付せず、総会社で合算納税することは可能である。

就労許可及び居留許可を申請する際の提出資料の要求はほぼ同じである、経営性分公司と比べ、非経営性分公司は企業所得税を現地で納付していないため、納税証明書を提出できない点異なる。なお、外国人が就労許可証及び居留許可を取得するために、納税証明書類を提出する必要はあるかどうかについては、下記の通り。

一. 就労許可証

1. 企業側:

「外国人来華就労許可服務指南（暫定）」の規定によると、雇用主として企業は下記の条件を満たす必要がある。

- ① 法に則り設立され、重大な違法による信用失墜記録の無いこと。
- ② 雇用する外国人が従事する職務は、特殊な需要があり、中国国内では当面適切な人材が不足しており、且つ中国の関連規定に違反しない職務でなければならない。
- ③ 雇用する外国人に支払う給与・報酬は現地最低賃金基準を下回ってはならない。
- ④ 法令によって業界所管機関の予備審査を行うべきであると規定するものについては、認可を取得しなければならない。

外国人のために就労許可証を申請する際に、雇用企業はまずはネット上で「外国人訪中就労管理サービスシステム」（外国人来华工作管理服务系统）でIDを登録する必要があり、その際に下記の資料を提出する必要がある。

- ① 情報登録表
- ② 合法的な登記証明（営業許可証、組織機構コード証、社会保険登記証、外国企業駐在員事務所登記証、社会統一信用コード証）
- ③ 責任者及び申請担当者の身分証明
- ④ 業界許可の証明書類

上述の規定及び申請書類の要求から見ると、雇用主に対しては納税証明の提出が要求されていない。ただし、もし雇用主として「重大な技術発明または特許などの自主的知的財産、もしくは独占的技術によって出資され、かつ年間納税額 100 万人民币以上の企業の董事長、

法定代表者、総経理または首席技術専門家」のような納税条件で、就労許可証を申請する場合、納税状況を証明するために納税証明証を提出する必要がある。

2. 申請者:

通常の申請資料リストの中では、納税証明書は明記されていない。深セン市科技创新委員会（外国人工作証の審査部門）へ電話で確認したところ、要求どおりに申請資料を提出すればよいとの回答があったが、申請時の実務担当官の要求で納税証明書などのさらなる資料が求められる可能性もゼロではないことをご留意頂きたい。また、もし「当地の前年度平均賃金の6倍以上」の条件でA類人材を申請する場合、もしくは、「当地の前年度平均賃金の4倍以上」の条件でB類人材を申請する場合、就労許可証の延期手続きの際に、給与支給の状況を確認するために、個人の納税証明書の提出が求められる。

二. 居留許可

1. 企業側:

外国人従業員の居留許可を申請する際に、雇用企業はまず出入境管理局で「外交企業の届出」（涉外单位备案）を行う必要がある。この手続きにおいて、雇用企業の前年度納税証明書を提出する必要がある。非納税企業で納税証明書が存在しない場合、その代わりに書面説明を提出する必要がある、可否については審査部門の判断による。

2. 申請者:

深セン市出入境管理局が公布した就労許可に係る新規申請・延期のガイドラインに基づき、申請者としては個人の納税証明書を提出する必要がある。また、深セン市出入境管理局へ確認したところ、同様に納税証明書提出不要との回答があった。

上述に鑑み、現行の規定によると、特別条件で就労許可を申請する場合を除き、就労許可証及び居留許可の申請にあたって、納税証明書は不可欠なものではない。

しかし、中国の審査機関としては、明文規定に含まれていないその他書類を求める権利を有するため、具体的には申請時の担当官の判断に準じるものとなる（例えば、2019年9月に広州で就労許可証延期を申請した際に、審査機関から詳細な理由なく雇用企業及び申請者の納税証明書の提供を要求された）。

分公司ではなく、総公司の名義で就労ビザを取得して出張ベースで分公司の所在地で勤務するケースも見られているが、労許可証及び居留許可に勤務地が明確に記載されているため、規定違反となる可能性がある。就労許可証及び居留許可に勤務地上海と記載されているにもかかわらず、深センで常駐している日本人が、公安局に見つかり罰金を支払ったケースがあ

る。

【貿易・通関】

(5) 食品の輸入について

Q: 日本から食品を輸入する際の手続き及び関連注意事項が知りたい。

A: 日本の食品を中国に輸出する場合、中国の規制により 10 都県（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県）のすべての食品が輸入禁止されている。10 都県以外の食品は中国に輸出することができるが「野菜及びその製品、乳及び乳製品、水産品及び水生動物、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物製品」は、日本政府発行の「放射性物質検査合格証明」、「原産地証明」が必要である。上記以外の食品は「原産地証明」が必要だが、「放射性物質検査合格証明」は不要である。食品輸入手続きのプロセスは一般的に以下の通り。

- ① 食品生産企業、輸出業者又は代理業者、及び貨物受取人による登録管理
- ② 食品の輸入許可書類の申請
- ③ 輸入食品の包装及び中国語ラベルの登録
- ④ 輸入時の検査申請
- ⑤ 検査検疫合格証明の取得（必要に応じて）
- ⑥ 税関での輸入通関申告手続き

注意事項は以下の通りである。

- ① 輸入食品輸出入業者登録管理規定に基づき、中国向けに食品を輸出する国外輸出業者又は代理業者は、税関総署へ事前登録が必要。申請にあたっては、登録管理システムを通じて「輸入食品の国外輸出業者或いは代理業者の登録情報表」を提出し、輸出業者・代理業者の情報を提供する必要がある。
- ② 輸出入食品安全管理規定により、輸入食品は、中国の食品安全国家規準及び関連する検査検疫要求に合致しなければならないため、事前に中国現行の食品衛生基準、食品品質規準及び関連する食品の業界規準の中で強制的に執行している規準を確認する必要がある。
- ③ 輸入食品の包装及び輸送用具は安全衛生要求に合致しなければならないため、包装済輸入食品の中国語ラベル、中国語説明書は中国の法律法規の規定及び食品安全国家規準の要求に合致しなければならない。
- ④ 中国輸入の必要書類について、10 都県以外の原産地証明が必要。

輸入時、税関に提出する書類は、一般的に以下のものが必要。

- ① 「輸入食品境外生産企業登録番号」
- ② 「輸入食品輸出者（代理者）備案証明番号」
- ③ 「原産地証明書」
- ④ 輸出国の検疫（衛生）証書
- ⑤ 中国語ラベルの様式及び関連書類
- ⑥ 合格保証書
- ⑦ 輸入食品リスト
- ⑧ 契約書
- ⑨ インボイス
- ⑩ パッキングリスト
- ⑪ 船荷証券
- ⑫ その他税関が要求する資料

広州空港に到着した後、通関完了まで、以下の流れで行われる。

- ① 広州空港に到着した後、通関の関連書類を税関に提出する。
- ② 税関による貨物検査

通関申告書類に記載した品名、HS コード、数量等が実際と合致するかなどが検査される。また税関の検査検疫の担当者は、輸入食品の包装・中国語ラベル、食品品質などを検査する。

- ③ 検査に合格した場合、輸入関税と増値税を納税した上、貨物が通行できる。

所要日数について、①②は約 2～4 営業日である。食品輸入の場合、検査検疫の手続きに一番手間がかかる。上記①②③は合計 5～10 営業日である。

(6) 三国間貿易について

Q: カンボジアを使った三国間貿易（仲介は中国）のフィージビリティについて意見を伺いたい。

（モノの流れ）中国→「半製品（もしくは材料）」→カンボジア工場→「製品」→日本

（カネの流れ）日本→中国→カンボジア工場

A: 中国は外貨規制が厳しく、モノを輸出する際には、税関の輸出記録が外貨管理局のシステムで同時に共有される。そのため、輸出入の貨物金額に応じてそれぞれ相応の入金送金が

必要となる。「半製品（材料）」を輸出する際に、「半製品（材料）」代の名義で回収が必要となる。一方、製品代を回収するためには、製品に関する輸出記録（または海外購入の証憑）が必要となる。

従い、「半製品（材料）」を輸出する際には、通関記録を残すため、「半製品（材料）」の通関金額を海外から入金する必要がある。「半製品（材料）」を輸出した時点では「半製品（材料）」代として回収せず、さらに海外工場へ加工賃を支払い、最後に製品代としてまとめて入金してもらうという方法は、中国の税関及び外貨管理局の現行規定が原因で、実行性が極めて低い。

上述のモノ及びカネの流れを実現させるためには、中国側の観点から見ると、中国現地法人は中国、カンボジア、日本の三国間貿易の仲介として、まず原材料をカンボジア工場へ輸出販売して材料代をカンボジア工場から回収する。その後、カンボジア工場から製品を購入し、さらに日本本社へ販売して、日本本社から中国現地法人へ製品代価を支払い、中国現地法人からカンボジア工場へ製品代価を支払うという商流になる。

（モノの流れ）中国→「半製品（材料）」→カンボジア工場→「製品」→日本

（カネの流れ）カンボジア工場→中国・・・・・・・・半製品（材料）

日本→中国→カンボジア工場・・・・・・・・製品

結果としては：

日本本社→中国現地法人→カンボジア工場（製品代 - 半製品（材料）の差額）

「銀行経由の国際収支統計申告業務ガイドライン」における、「オフショア転売」（中国語：离岸转手买卖）の定義は下記のとおりである。

「オフショア転売」とは、中国の居民企業が非居民企業から貨物を購入し、その後別の非居民企業へ販売するが、貨物自体は最初から最後まで中国税関を通過していない（保税區等の税関特殊管理地域を含む）取引を指す。

「貨物外貨管理ガイドライン」に基づき、「オフショア転売」の貿易方式を利用して外貨決済をすることができる。したがって、中国現地でカンボジア工場から製品を購入して、日本へ直送する商流は「オフショア転売」の条件を満たしており、貨物外貨管理ガイドラインに基づき、「オフショア転売」の貿易方式を利用して外貨決済できる。

「オフショア転売」の場合、中国においては、貨物の実際の輸出入が発生せず、仕入も売上も海外で発生しているという特徴があるため、銀行において外貨決済手続きを行う際に、その取引の真実性を確認する作業に一定の難しさがある。特に近年、取引証憑を偽造して架空の取引で資金を移動させるという異常なオフショア転売が多発しているため、「貿易投資利便化の更なる促進及び真実性審査の完備に関する国家外貨管理局の通知」が公布され、銀行に対して「オフショア転売」外貨決済管理の強化を要求した。当通知によると、「オフショア転売」の外貨決済を行う場合、下記の条件が規定されている。

A. 現時点の貨物貿易外貨管理のランクがA類である企業のみ、「オフショア転売」の外貨決済業務の資格を有している。したがって、まずは中国現地法人の貨物貿易外貨管理のランクがA類であるかどうかを要確認する。

B. 取引に関する契約書、請求書、真実且つ有効な運輸証書、船荷証券、倉荷証券等の書類を提出し、取引の真実性、合法性、及び合理性を証明する必要がある。

C. 同一の「オフショア転売」の購入及び販売は同じ銀行支店にて同一貨幣（人民元もしくは外貨）で決済する必要がある。

また、異なる銀行は、対応可能な業務範囲及び外貨決済に対する審査が異なるため、「オフショア転売」業務を開始する前に、現時点利用している銀行に「オフショア転売」の外貨決済業務に対応できるかどうか及び必要となる提出資料を、事前に確認する必要がある。

カネの流れは日本本社、中国現地法人及びカンボジア工場の間で相談可能であるため、重要なのは、やはりモノの流れである。そのため、モノの流れを実現させるためには、下記の手段を考慮することも可能。

① 現地法人から「半製品（材料）」を日本本社へ販売して、日本本社から材料代を回収する。
しかし、モノ自体は直接カンボジア工場へ輸送される。通関単では、販売先は日本本社、貨物輸送先はカンボジア工場の所在地を記入できる。日本本社から、カンボジア工場へ加工賃のみを支払い、製品を日本に輸入する。

(モノの流れ) 中国現地法人→「半製品（材料）」→カンボジア工場→「製品」→日本本社
(カネの流れ) 日本本社→中国現地法人・・・・・・・・半製品（材料）

日本本社→カンボジア工場・・・・・・・・加工賃

カンボジアにも来料加工のような免税制度があれば、「半製品（材料）」を免税のままで縫製工場に加工してもらい、加工賃のみを縫製工場へ支払うことで、製品を日本へ輸入することが可能である。カンボジアの制度を確認する必要がある。

② 中国現地法人から「半製品（材料）」をカンボジア工場へ販売して、カンボジア工場から材料代を回収する。カンボジア工場は生産した製品を日本本社へ販売する。製品代を日本本社様から回収する。

(モノの流れ) 中国現地法人→「半製品（材料）」→カンボジア工場→「製品」→日本本社
(カネの流れ) カンボジア工場→中国現地法人・・・・・・・・半製品（材料）

日本本社→カンボジア工場・・・・・・・・製品

カンボジアにとっては、「半製品（材料）」の輸入になるため、関税等の税金発生は可能で

あるため、上記①の免税加工と比べてコストが高くなる。カンボジアの制度を確認する必要がある。

(7) 中国から日本へ輸出時の増値税の還付金の税率について

Q: 中国からの日本への輸出する際、木製家具の増値税の還付金の税率について知りたい。

A: 中国からの輸出にかかる納付済みの増値税の還付金の税率は、輸出物品のHSコード毎に規定されており、木製家具は、9403類に分類され、木製ベッドを含む寝室用木製家具は更に940350に小分類され、その輸出還付率は、絶滅危惧品種木材に分類される場合の還付率0(つまり、国内販売として販売税額を課税、但し仕入税額は控除可)となるものを除き、13%と規定されている。

輸出時の還付率は以下の国家税務総局のウェブサイトで確認することが可能である。

<http://hd.chinatax.gov.cn/nszx/InitChukou.html>

近年の傾向として、2010年以降木製家具の輸出還付率が高いため、特に、中東、東南アジアへの偽証輸出還付申請の案件が急増したことから、還付率審査が厳重に行われている環境があるように思われる。

【参考条例】

国家税務総局による木製家具の輸出に係る税金還付(免税)の評価審査に関する通知(税総函[2014]389号)

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局：

2010年以来、一部地区への木製家具の輸出の増加が激しく、とりわけ中東と東南アジア各国向けの輸出が顕著である。一部の地区への供給に関する還付可能税額の増加率は100%以上に達しており、一部の企業の供給に関する還付可能税額は数倍も増加している。その上木製家具の輸出還付率は高く、木製家具の生産に用いられる原材料は自ら仕入税額を計上して控除を行うことができるため、偽りの輸出による脱税の嫌疑が大きい。木製家具輸出の税金還付に対する審査管理を強化し、輸出税金還付を騙取する違法行為を予防して打撃を与えるため、検討を経て木製家具の輸出に係る税金還付(免税)の関連の問題について下記の通りに通知する。

一. 2010年以降、輸出企業が輸出した下記の条件に合致している木製家具に対し、各地の税務局は税務総局の注意喚起分析状況とにらみ合わせて、税金還付(免税)の評価及び現場調査を行い、輸出した貨物の運送方式、路線、運送費、代金の支払方式に合理性があるか、伝票が真実で有効であるか、支払った金額が伝票と一致しているか、その他の備案伝票が合法で有効であることを重点的に審査しなければならない。

(一) 貨物供給地から輸出した木製家具の還付可能税額が年度前年同期比で100%以上増加した場合。その他貨物供給地の供給企業から輸出した木製家具の還付可能税額が年

度前年同期比で 30%以上増加した場合（基準に合致している貨物供給地、貨物供給企業については「税務総局注意喚起分析データ」を参考とする）。

（二）輸出した木製家具の金額が年度前年同期比で 30%以上増加した場合。

（三）輸出した木製家具の国別輸出先が中東と東南アジアの国である場合。

評価審査において問題が発見された場合には、適時に厳しく規定に従って処理しなければならない。

(8) 米中貿易摩擦による影響と対応

Q: 米中貿易摩擦による日系企業への影響と対応を教えてください。

A: 米中貿易摩擦が激化する中、通関面における影響や懸念事項としては下記の 3 点が考えられる。

1. 輸出入コストの増加。
2. 対象商品輸出入許可証の申請等規制が更に厳しくなる。
3. 輸出入現場での検査時間増加、効率低下対策として、多くの企業は既に中国以外への生産移管やコスト転嫁等いろいろな検討を始めているが、実務レベルの対応として次の 3 つの方法を紹介する。

① 中国対米関税追加商品の除外施策を活用

5 月 13 日に国务院関税税則委員会より、税委会公告「2019」2 号（国务院関税税則委員会が対米関税追加商品除外施策へのテスト展開に関する公告）が公布され、6 月 3 日より対米関税追加商品の除外施策をテスト展開することが発表された。

アメリカは貿易摩擦当初から関税追加の除外申請施策を打ち出し、今まで合計 1,422 項目の商品に対し除外申請を許可した。中国は今回、貿易摩擦による公共利益への影響を考慮し除外施策を打ち出した。しかし、除外申請の手続きは複雑で、最終的審査が通るまで時間がかかる可能性がある。第 1 期商品の申請時間は 2019 年 7 月 5 日までだが、申請が成功すれば、企業経営へのマイナス影響を減らすことができるので、条件に適合する企業はこの施策の活用が対策として考えられる。

② 加工貿易政策の活用

税委会公告〔2018〕6 号には「現行の保税、減免税政策は変わらない」という内容がある。言い換えれば、製造業企業の場合、どうしてもアメリカから輸入しなければならない原材料や部品が、今回中国の追加関税対象になったとしても、工場で作った製品を中国から海外へ輸出する場合、引き続き加工貿易方式で原材料や部品を保税輸入できるといえる。

もし製品を中国国内で販売する場合、場所が中国国境内にあるが、税関管理上「海外扱い」となる保税物流園区等の税関特殊監督管理区域に一度輸出し国内の取引先に再輸入

してもらえば、同じように追加関税の影響は受けない。勿論、再輸入製品は原産地規則により、HS コードや付加価値率等において実質的な変更があり、非アメリカ原産と認定される必要がある。又、国内取引から輸出、再輸入方式へと変わるので、納期への影響、運賃や通関申告費用の増加、製品輸出に伴う自社への増値税還付、再輸入に必要な関税等、今までの人民元取引価格と比べてどのくらいコストアップになるか試算の上、取引先と協議する必要がある。

③ 正しく、漏れなく輸出入通関申告を行う

中国税関の規定では、輸出入申告をする時、商品の HS コードに基づき、決まった項目の内容を申告しなければならない。従来の経験では、一部企業の調達部門が海外に設置されており、中国現地の通関担当者とうまくコミュニケーションをとれない、或いは海外のサプライヤーから申告に必要な情報を正しく、漏れなく入手しづらいということが頻繁に発生している。

そうすると現場通関の際、申告不備や間違いにより貨物が税関検査で止められ、時間がかかり余計な費用が発生してしまう。また、一部敏感な商品(例えばレアアースが入っているモーター用の磁石粉等)を輸出(入)する場合は事前に輸出(入)許可証の申請・取得が必要である。現在のような敏感な時期には、細心の注意を払って税関の要求通りに対応することが重要である。

【その他】

(9) 広東省における VOCs 化学工場新設について

Q: 広東省における VOCs 化学工場の新設は可能か。

A: 広東省では近年、VOCs (揮発性有機化合物) による汚染の防止管理が厳格化されている。2018年4月、広東省政府は「広東省揮発性有機化合物 (VOCs) の管理・排出削減作業計画 (2018年~2020年)」を公布し、VOCs の排出を厳しく制限し、重点地域及び重点業界における VOCs の排出削減の監督管理を強化している。

広州市・深セン市・仏山市・東莞市・茂名市・惠州市は VOCs の排出削減の重点管理地域に該当し、石油化工・化学工業・工業塗装・印刷・制靴・電子製造は重点管理産業となっている。重点産業の会社が VOCs の排出に関する新しい工場を建てるにあたり、原則上は化学工業園区に設立する必要がある。園区入居の詳細は各園区の主管部門に確認する必要がある。

一方、「広東省青空保衛戦実施案 (2018~2020年)」によると、珠江デルタ地域では、VOCs 濃度が高い溶剤系塗料・インク・接着剤・洗剤等の生産・使用に従事する工場の新設が禁じられている。

VOCs (揮発性有機化合物) の工場が設立できる園区に関して、珠江デルタ地域周辺の化学

工業園区へ確認したところ、東莞虎門港沙田立沙島石化基地、江門銀洲精細化工園区、肇慶大旺高新区等の化学工業園区等ほとんどの園区は、VOCsに係る工場は設立できないとのことだった。

肇慶四会精細化工産業園及び仏山高明区精細化工基地については、現段階では設立受付を検討できるが、最終的な結果は工場の生産プロセス・技術、生産規模、環境への影響などを確認してから確定することだった。

以上

本情報の収集・翻訳はジェトロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェトロ広州事務所が校正した。

●広東謝宏律師事務所

広州市天河区林和西路 161 号中泰国際広場 A2006 室

謝 宏

●水野商務諮詢（広州）有限公司

広州市天河北路 233 号中信広場 3806D 室

水野 真澄

●青葉顧問（広州）有限公司

広州市天河区体育西路 109 号高盛大廈 12 楼 B 室

田 倩

●広州納克名南會計師事務所有限公司

広州市天河北路 233 号中信広場 3505 室

堀西 健夫

●広東真広企業管理顧問有限公司

東莞市東城街道鴻福東路 1 号国貿中心 1 棟 810 室

田辺 尚裕

●ジェトロ広州事務所

広州市天河北路 233 号中信広場 2602 室

電話：020-8752-0060

【免責事項】

本報告は 2020 年 3 月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合がある。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途求めること。

ジェトロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とする。